

答 申 書
(答 申 第 5 5 号)
平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日

1 審査会の結論

交通事件原票及びその添付書類のうち警察職員の氏名及び印影を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、告知書番号を特定して請求のあった2件の交通事件原票及びその添付書類である。

2件の交通事件原票は、いわゆる交通反則切符（複写式の6枚綴りの切符）のうちの1枚で、道路交通法（昭和35年法律第105号）で規定する反則者があると認められるときに作成されるものである。交通反則切符のうちの別の1枚は、反則行為の事実等を告知するため当該反則者に交付される。

交通事件原票の表面には、告知日時、告知警察職員の氏名及び印影、違反者の氏名、違反車両、違反日時、違反場所、違反事項・罰条並びに反則行為の種別が記載され、その下に道路交通法違反現認・認知報告書の現認・認知警察職員の氏名及び印影並びに供述書に関する情報が記載されている。また、裏面には違反場所、違反場所付近の略図面、現認時の状況等に関する情報が記載されている。

交通事件原票の添付書類は、いずれも交通反則切符の記載内容に誤りがあった場合又は記載内容が不鮮明であった場合にこれを訂正しあるいは補正するために、交通反則切符を作成した警察職員が作成した訂正書及び捜査報告書である。

なお、交通事件原票は、両面印刷の公文書であるが、本件開示請求に対し、片面ずつ複写して交付している。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件公文書のうち違反者の氏名等を北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして、また、警察職員の氏名及び印影を同条第2項第3号に規定する非開示情報（以下「2項3号情報」という。）に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、「違反者氏名以外の全部を開示する」処分に変更することを求めているが、本件処分のうち2項3号情報に該当するとして非開示とした部分の取消し及び実施機関が理由を記載せずに非開示とした部分の開示を求めているものと解されるので、これら非開示部分の妥当性について判断することとする。

なお、本件諮問事案は、北海道情報公開審査会第二部会に付託され審議し、平成14年9月27日開催された同部会の会議において、答申の方向性についての一定の結論を得たので、その概要を実施機関に示した上で、同年10月21日に開催された第49回北海道情報公開審査会（全体審査会）で実施機関に意見を述べる機会を与えたところ、実施機関から本件公文書が条例の対象外の文書である旨の意見が述べられ、さらに、その後、一部開示決定処分根拠として2項3号情報の該当性に加えて条例第10条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）の該当性を追加主張する旨申し出があった。これらの主張等については、それを取り上げるかどうかを含め判断することとする。

(3) 2項3号情報の該当性について

ア 条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、同号各号に掲げる情報等であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めるにつき相当の理由がある情報を非開示情報に該当する旨を定め、同項第3号は、同項第2号に掲げるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれのある情報について非開示情報に該当する旨を定めている。

2項2号情報は、犯罪の予防、捜査等に代表される刑事法の執行を中心とした公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めるにつき相当の理由がある情報を非開示情報と定めたものであり、これに対し2項3号情報は、一般に開示しても犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報であって、人の生命、身体、財産又は社会的な地位に支障が生ずるおそれのある情報について、非開示情報と定めたものである。

イ 実施機関は、交通取締りは行政警察活動の分野であること、仮に反則金が納入されなければ刑事手続に移行する場合もあるが、本件の場合、刑事手続に移行しなかったため、2項2号情報には該当しないが、本件公文書に記載されている交通違反の取締りに従事した特定の警察職員の氏名及び印影が公になると、警察に反感を抱く者等からの攻撃対象となる可能性が高く、当該警察職員個人の識別が直ちに当該警察職員個人に対する非難ないし誹謗中傷を招き、その結果、当該警察職員個人の私生活の平穏が脅かされるおそれがあると認められることから、2項3号情報に該当する旨主張する。

ウ また、実施機関はその主張を立証するため「警察職員及び家族に対する脅迫・嫌がらせ等の被害実態アンケート調査結果」と題する書面（以下「実態調査1」という。）、「事件・事故当事者以外から嫌がらせを受けた被害についてのアンケート結果」と題する書面（以下「実態調査2」という。）及び意見書（以下これらを「実態調査等」という。）を提出した。

それらの概要は、次のようなものである。

(ア) 実態調査1

調査対象は、道内の8警察署に勤務する警部及び同相当職以下の警察職員1,961人である。その内訳を見ると嫌がらせ脅迫などの被害を受けたことがある者は、

144人となっており、また、被害を受けたが措置はしなかったという者が81人、被害によって電話番号を変えたり引っ越したなど何らかの措置をした者が、63人という結果になっている。

なお、被害があつて何らかの措置をした63人のうち、交通取締りに関する25人に係る事例の概要が示されている。

(イ) 実態調査 2

調査対象は、警察本部の28所属（生活安全部、刑事部、交通部及び警備部）に勤務する警部及び同相当職以下の警察職員1,201人である。

56人が被害があつたという回答をしており、そのうち関係者以外からの被害が31人である。また、関係者以外からの31人に係る事例についてその概要が示されている。

(ウ) 意見書

個別の交通取締りに従事した特定の警察職員の氏名を開示することで、当該警察職員及びその家族が嫌がらせを受けるおそれがあることについて、暴走族集団による交通機動隊や千歳警察署パトカー襲撃事件、西警察署鉄工団地交番の放火事件及び警察署、交番等への投石等による器物損壊事件等一覧の資料を援用して、結論として原処分妥当との答申を求めるものである。

エ 以上の実施機関の主張及び立証について当審査会としては、次のとおり判断する。

(ア) 実態調査 1 には、交通取締りに関し被害があつて何らかの措置をした25件の事例の概要が示されているが、これは調査対象者全体の1.27パーセントに相当する。これらの事例には、「違反者から警察署の前で待ち伏せされ車で尾行された」などが見受けられたが、「1週間程度、自宅へ無言電話をかけられた」、「駐車違反の取締りの後、違反者と思われる者からの嫌がらせ電話、無言電話が何日も続いたことがある」などほとんどが無言電話など電話による嫌がらせであり、「交通取締りに関してと思われる」など、相手方が特定できない事例が多数を占めているほか、特段の措置を取らなくとも自然に解消した事例なども掲げられている。

実態調査 2 には、事件・事故当事者以外から嫌がらせを受けた被害の31件の事例の概要が示されているが、実態調査 1 と同様「約半年間にわたり、無言電話に悩まされたことがある」など無言電話等電話による事例が半数以上を占めており、また、「服役していた暴力団員が、出所後脅迫めいた電話をかけてきた」など交通取締りとは直接関係のない事例や「警察業務との関連性は全く不明」という事例も掲げられている。交通取締りに関する被害に限定すると、7件程度であり、調査対象者全体の0.58パーセントとなる。

このように実態調査 1 及び実態調査 2 に掲げられている事例は、交通取締りに係る本事案との関わりで検討すると、嫌がらせによる被害といい得るものは、1パーセント程度のものと考えられる。これらの事例は、条例に基づく開示請求以外の方法で警察職員の氏名等を知った者によりなされたと思われるが、無言電話に象徴されるように行為者は「匿名性」が確保されている場合にこうした行為に及ぶものと考えられる（なお、「匿名」でなければ捜査等により対処も可能と考えられる。）。これに対し、条例に基づく開示請求を行う際には、請求者の氏名等が開示請求書に明記されることから、そのことが心理的抑止力となると考えら

れるので、警察職員の氏名を開示することのみによって直ちに当該警察職員やその家族に対する嫌がらせ等の可能性が高まることを実態調査等から明らかであると認めることは困難である。

意見書で資料として掲げられている事例については、交番等が被害にあったものであり、特定の警察職員が攻撃の対象とされたものではないが、警察に反感を持つ者が多数存在することを示す例として実施機関は援用したものと考えられる。

(イ) 実施機関の立証すべき程度については、将来において発生する具体的な危害の立証まで求めるものではないが、少なくとも社会通念としてそのような「おそれ」があるものと想定される程度には立証が必要と考えられる。

当審査会の答申第50号（平成14年8月1日）において、参考人の氏名等に係る情報について非開示が妥当とする旨の判断を示している。参考人は、犯罪の被害者、目撃者、証拠品発見者等捜査上重要な情報を保有している一般市民であり、その性格上氏名等が開示されることにより直ちに嫌がらせや攻撃を受けるおそれがあり、非開示とする必要性が強いことは社会通念上想定できるが、警察職員の氏名については参考人と同様のことが想定されるとまではいえないものとする。

(ウ) 確かに実態調査等からは、警察職員やその家族が嫌がらせ等の被害を経験したことがうかがわれ、警察に反感を持つ者から攻撃される可能性を否定できないことは、一般論としては理解できる。

しかしながら、個別の警察活動においては、相手方に警察職員の氏名が明らかにされていることから、通常、警察権力の行使を受けた者は、当該警察職員の氏名を知っているものと考えられる。実施機関が主張するように氏名を知られることによって、直ちに攻撃されるのだとしたら相当数の被害があるものと考えられるが、実態調査等で示された被害の事例は、少ないものといわざるを得ない。そうしたことを踏まえて考えると、行政警察活動として行われた交通取締りに関する本件において警察職員の氏名を一般に開示することにより、直ちに当該警察職員やその家族が嫌がらせや攻撃を受けるおそれがあると認めることは困難である。

(エ) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と定めており、これは条例第10条第2項第2号に相当する規定であると解される。

警察刷新会議（氏家齊一郎座長）が、取りまとめた「警察刷新に関する緊急提言（平成12年7月13日。以下「提言」という。）」によると、警察の持つ問題点として「犯罪捜査の秘匿性を強調するあまり、警察行政が閉鎖的になるとともに、本来公開すべき情報が公開されないおそれがある。（提言第1）」と指摘している。

また、この提言の別紙「警察の保有する情報の公開に関するいくつかのガイドライン」では、「情報公開法第5条第4号の対象として不開示とする情報は、この規定の趣旨にのっとり、手の内を知らせることなどにより、現在又は将来の犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるものなどに限定する。した

がってこの規定に該当しない、風俗営業の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、災害警備等のいわゆる行政警察活動に関する情報は、開示する。ただし他の情報公開法に基づく不開示情報に該当する部分を除く。」としている。

提言自体は、国家公安委員会・警察庁を拘束するものではないが、国民の視点から、問題を取り上げ刷新の方向性を示したものであり、特に情報公開に関する部分には、条例に基づく開示・非開示を考える上でも参考にすることができるものといえる。

なお、この提言を受け国家公安委員会・警察庁は平成12年8月「警察改革要綱」を取りまとめ、警察改革に積極的に取り組んでいくこととしている。

- (オ) 実施機関は、本件公文書が行政警察活動に関する情報であるとして、警察職員の氏名及び印影について2項2号情報ではなく2項3号情報の該当性を主張している。提言においては、行政警察活動に関する情報は開示するとしつつ情報公開法に基づく他の不開示情報に該当する部分を除くとしているので、本件非開示部分が2項3号情報に該当するとの主張自体は、提言の趣旨を損なうものではない。しかしながら、行政警察活動に関する情報は開示することが原則であるとするならば、例外として非開示とする場合には、明確に納得のできる理由を示す必要があるものと考えられる。
- (カ) 以上述べたとおり、警察職員やその家族が嫌がらせの被害を受け、警察に反感を持つ者から攻撃される可能性は否定できないものの、氏名を開示することにより直ちに当該警察職員やその家族が嫌がらせや攻撃を受けるおそれがあると認めるとは困難であることや、本件は行政警察活動に関する情報であり、原則開示すべきものと考えられ、非開示とするにはより明確に納得のできる理由が必要であると考えられるが、そのような理由がなかったことを考え併せると、行政警察活動として行われた交通取締りに関する本件においては、警察職員の氏名及び印影は2項3号情報には該当しないものと判断する。
- (4) 条例の適用除外の文書であるとの意見について
実施機関は、本件公文書である交通事件原票については、本来は条例第41条第1号で条例の規定を適用しないと定める「訴訟に関する書類」であること、また、この扱いは国や他都府県においてもすべて同様であること、さらに、対象公文書の持つ性質及び当該事務処理が行われる背景等は、開示・非開示の判断を大きく左右するものであることから、これらを十分踏まえた審議を行っていただきたいとの意見を表明した。
- しかしながら、既に、実施機関において当該文書を条例の対象公文書と認定し、一部開示決定処分を行っていることから、本事案に関しては、条例の対象外文書である旨の主張を行う考えはないとしているので、本件公文書が条例の対象外文書であるかどうかについては判断しないこととする。
- (5) 追加主張について
実施機関は、警察職員の氏名及び印影の非開示理由として2項3号情報の該当性に加えて2項2号情報の該当性を追加主張する。
- しかしながら、この追加主張が、本事案の審議を終了する間際になされたこと、審議経過に鑑みるとこのような主張を取り上げることは当事者間の公平の観点から

適当ではないと考えられること、仮に、追加主張をすることを認めたとしても条例第10条第2項第3号は、「前号に掲げるもののほか」とあることから、2項3号情報該当性の主張を維持した上で2項2号情報の該当性を同時に主張することは、論理的に成り立たないものであることを考え併せると、この追加主張を取り上げることはできないものと判断する。

(6) 理由を記載せずに非開示とした部分があるとの審査請求人の主張について

当審査会が本件公文書を見分したところ、交通事件原票の反対面に記載された反則者の氏名、警察職員の印影等が、複写の際に写し出されたため、当該部分が1号情報又は2項3号情報に該当するとして黒塗りされたものであると認められた。したがって、理由を記載せずに非開示とした部分があるとの審査請求人の主張は、採用することはできない。

なお、警察職員の印影については、(3)で判断したとおり2項3号情報には該当しないので、開示すべきである。

以上のことから結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成14年3月7日	<p>諮問書の受理</p> <p>諮問実施機関から関係書類（ 諮問文、 審査請求書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書一部開示決定通知書の写し、 審査請求の概要、 理由説明書、 対象公文書の写し ）の提出</p>
平成14年3月15日	<p>新規諮問事案の報告</p> <p>本件諮問事案の審議を第二部会に付託</p>
平成14年5月1日 （第二部会）	<p>実施機関から本件処分の理由等を聴取</p> <p>審査請求人の意見陳述及び意見書等の提出</p> <p>審議</p>
平成14年6月20日 （第二部会）	<p>実施機関から「警察職員及び家族に対する脅迫・嫌がらせ等の被害実態アンケート調査結果」と題する書面の提出</p> <p>審議</p>
平成14年7月1日 （第二部会）	<p>審議</p>
平成14年7月22日 （第二部会）	<p>審査請求人から「警察職員及び家族に対する脅迫・嫌がらせ等の被害実態アンケート調査結果について」と題する書面（平成14年7月16日付け）の提出</p> <p>実施機関から意見書及び「事件・事故当事者以外から嫌がらせを受けた被害についてのアンケート結果」と題する書面の提出</p> <p>審議</p>
平成14年8月20日 （第二部会）	<p>審議</p>
平成14年9月3日 （第二部会）	<p>審議</p>

年 月 日	処 理 経 過
平成14年9月27日 (第二部会)	審査請求人から意見書(平成14年9月24日付け)の 提出 審議
平成14年10月21日 (第49回全体審査会)	実施機関から意見の聴取 審議
平成14年11月26日 (第二部会)	審議
平成14年12月2日 (第二部会)	審議
平成14年12月25日 (第50回全体審査会)	答申案審議
平成14年12月27日	答申

別 紙

審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 審査請求の経過等

- (1) 平成13年12月20日 本件開示請求
- (2) 平成13年12月27日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定処分
- (4) 平成14年2月22日 本件審査請求

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を、「違反者氏名以外の全部を開示する」処分に変更するとの決定を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書等により主張している審査請求の主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 警察官の氏名を非開示としたことについて

実施機関は、警察官の氏名を非開示としたことについて、非開示の理由として

- ・警察に反感を抱く者からの攻撃対象となる可能性が高い、
- ・当該職員に対する非難ないし、誹謗中傷を招く、
- ・その結果、職員個人の私生活が脅かされる、

と主張するが、誰が、反感を抱いて非難をし、私生活を脅かすのか、具体的に示されたい。警察は、社会正義のため、市民を守る立場から、制服を着て、身分を明らかにして職務を遂行しているものであり、もし、上記のような事柄が、あったならば、治安を守る立場として、法に照らして逮捕、検挙等の処置をとればよく、正当な職務に氏名を秘匿するのは、不正な職務行為と疑いを持たれるだけであり、非開示理由を拡大解釈することは、不当である。

実施機関が主張するような事案の発生は皆無で、過剰な反応と言わざるを得ない。仮に事例があったと主張するならば具体的に前例を挙げるべきである。更には、法の執行機関のお膝元で発生したならば直ちに刑法、軽犯罪法などあらゆる法律に照らし合わせて検挙・逮捕等の強制捜査、事前の警告等で対処すれば良いのである。

実施機関は、ありもしないことに仮説を立てて条例第10条第2項第3号を拡大解釈し、「公開の原則」の原則を骨抜き状態にして、行政機関としての透明性を無きものにしようと企んでいると考えざるを得ない。

イ 「報告書、続および特記事項欄」での非開示部分について

図面上で非開示とされている部分については、開示しない理由が書かれていない。

告知書番号 - の開示されていない部分については、歩道又は雑草地

告知書番号 - の開示されていない部分にあっては、車道の舗装部分

であり、夜間であったことから、同所には、通行人等なく、また、住宅等はないことから、特定の個人等を特定されるものはなく、条例第10条第2項に掲げる情報が記録されているとは考えられず、非開示は、不当であるので、開示決定を求める。

裏面の事柄が写し出されるのであれば、コピー機の照度を調節したり裏面まで光

が透過しない工夫をすとか、別のコピー機を使用すとか工夫が可能であり、氏名の部分のみを四角に黒塗りしたのは、「氏」が写し出されているだけでなく、四角の黒塗りした部分に、条例に規定された非開示理由に該当しない事柄が記載されていることを口実にして隠蔽しているものであると考えざるを得ない。

ウ 実態調査 1 について

内容を見るとなぜ交通関係の嫌がらせなのか明らかでない。「交通取締りに関してと思われる。」とあるがあくまでも推測でしかない。無言電話でなぜ違反者といえるのか、申告者の妄想ではないか。これらの嫌がらせは、警察官個人の普段の行状に関するものか、家族の私生活に関する嫌がらせではないか。

暴走族であることが分かっているながら建造物の損壊、器物損壊の凶悪事件を捕まえることのできない事案があるが、暴走族を専門に取締りしている警察官の職務怠慢である。

交通違反者と特定できる事案で、苦情等をいわれるものについては、違反者が異議申立制度を知らなかったからではないか。

脅迫や暴言を吐かれたという事案は、脅迫罪などで対応できなかったのか。

嫌がらせ等の電話で犯罪といえるものは、治安を守る組織として何らかの手を打たなかったのか。架電者が判然としないというのは、捜査力がないことを示している。

この調査自体、本来条例を作る前に行うべきものであり、何ら実態を把握せずに非開示条項を設けたことは「非公開ありき」を前提にして設けたものであることを裏付けたものである。

本件審査請求後に、実態調査を行ったということは、本件処分時の実施機関の非開示理由が単なる推測だったことを示すものである。

審査請求人は多数の人から聞いたが、嫌がらせを受けたことがないという答であり、調査結果自体に作威的なものを感じるものである。

エ 実態調査 2 について

審査請求人が知り合いの警察官等に見てもらったところ、皆「うそ臭い数字のら列である」といっている。

また、審査請求人が確認したところ実態調査 2 は、無記名で実施されている。社会の秩序を維持する警察官が正当な職務を執行して本当にこのような嫌がらせを受けていたならば、無記名ではなく、本格的な調査・捜査を行って原因を究明するのが本来の姿ではないだろうか。

実態調査 2 は、実態調査 1 と同様、無言電話、原因不明、「だと思ふ」の推測、明らかに嘘と分かる内容であり、幼稚であって、信じがたい内容である。

実施機関は、ありもしないことを作り上げ、本件に該当しないことをら列し、嫌がらせ等があるがごとくに申し立て、審査会が憶測を生むよう仕立て上げている。認識・判断が誤っている実施機関に、公開が原則であることを知らしめ、開示するよう答申を求める。

3 実施機関の説明の要旨

(1) 非開示理由

本件公文書に記載されている交通違反の取締りに従事した特定の警察職員の氏名及び印影が公になると、警察に反感を抱く者等からの攻撃対象となる可能性が高く、当該警察職員個人の識別が直ちに当該警察職員個人に対する非難ないし誹謗中傷を招き、その結果、当該警察職員個人の私生活の平穩が脅かされるおそれがあると認められることから、2項3号情報に該当すると判断し、非開示としたものである。

本件公文書の一部開示は、対象公文書の原本そのものを一部黒塗りにすると、原本の復元が不可能になることから、あらかじめ原本の複写を作成し、その写しの一部を黒塗りにして対象公文書を作成したものである。

その際、原本の表面下部にある「道路交通法違反現認・認知報告書」に記載されている警察職員の印影と供述書欄の違反者署名の一部が当該交通事件原票の裏面にある、「報告書、続および特記事項」に写し出されて判読できる状態になったことから、当該部分のみを非開示としたものである。

(2) 審査請求人に対する反論

交通違反の取締りは、警察規制を物理的かつ強制的に実現するという警察活動であることから、当該交通取締りに従事した特定の警察職員の氏名及び印影が公になると、警察に反感を抱く個人、組織・団体あるいは交通取締りに従事する警察職員に敵意をもつ者などからの攻撃対象になる可能性が高く、当該警察職員個人の識別が直ちに当該警察職員個人やその家族に対する非難、誹謗中傷を招き、その結果、当該警察職員個人及びその家族の私生活の平穩が脅かされるおそれがあることから、取締りに従事した警察職員の氏名を非開示としたものであり、請求人の主張は失当である。

(3) 平成14年10月21日開催の全体審査会での意見の要旨

平成14年9月10日付け「警察学論集（第55巻第9号）」に「情報公開制度における『訴訟に関する書類』の意義」と題する法務省刑事局参事官甲斐行夫氏の論文が掲載されたことから、警察庁を通じ刑事訴訟法を所管する法務省に照会したところ、本件審査請求事案に係る開示請求の対象文書である「交通事件原票」については、刑事訴訟法第53条の2に定める「訴訟に関する書類」に該当することが判明した。

論文によれば、交通事件原票に違反事実等が記載された部分については、被疑事件の捜査書類そのものであり、「訴訟に関する書類」に該当し、その事件について反則金が納付され、刑事事件として取り扱われる可能性がなくなった後においても同じであるとされており、また、「捜査報告書等の添付資料」についても、「交通事件原票」の内容を一部修正するという当該原票と一体となったものであることから、同様に「訴訟に関する書類」に該当するものと判断される。

したがって、本件対象文書については、条例第41条の適用除外の規定により、本来は条例の対象外文書とされるべき性質のものであるが、既に、実施機関において当該文書を条例の対象公文書と認定し、一部開示決定処分を行っていることから、本事案に関しては、条例の対象外文書である旨の主張を行う考えはないが、当該文書は本来条例の対象外文書である「訴訟に関する書類」であること、この扱いは国や他都府県においてもすべて同様であること、さらに、対象文書の持つ性質及び当該事務処理が行われる背景等は、開示・非開示の判断を大きく左右するものであることから、これらを十分踏まえた審議を行っていただきたい。

(4) 追加主張の要旨

本件公文書に係る交通事件原票が「訴訟に関する書類」であることの論理的帰結として、実施機関としては、公文書の一部開示決定処分の根拠として、条例第10条第2項第3号に加え、同項第2号を追加することとしたい。

本件に係る交通違反取締りに従事した警察職員は、形式的には、交通反則制度に基づく行政事務に従事しているものの、実質的には道路交通法違反事件に係る刑事手続に従事していたものであることから、原処分時の「交通違反の取締りに従事した特定の警察職員の氏名及び印影が公になると、警察に反感を抱く者などからの攻撃対象となる可能性が高く、当該警察職員個人の私生活の平穏が脅かされるおそれがある。」という理由のほかに、「交通違反の取締りに従事した特定の警察職員の氏名及び印影が公になると、警察に反感を抱く者などから、当該警察職員及びその家族が報復や嫌がらせを受けるおそれがあり、その結果、当該警察職員及びその家族が報復や嫌がらせを危惧するがゆえに職務執行が消極的になり、ひいては犯罪の予防、捜査等の警察活動の遂行に支障が生ずるおそれが認められる。」との理由も成り立つこととなる。

条例第10条第2項第2号の解釈では、「風俗営業の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、災害警備等」の行政警察活動に関する情報が除外されているが、本件に係る交通取締りは、「行政手続と刑事手続が競合している。」、「交通反則制度に基づいて作成された交通反則切符（交通事件原票）は訴訟に関する書類である。」等、条例第10条第2項第2号の解釈で除外されている事務とはその性格が著しく異なることを考慮すべきである。

条例第10条第2項第2号の射程は、情報公開法と同様に刑事法の執行を中心としたものであるが、必ずしもそれだけに限らず、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体の規制、暴力団員の行う暴力的要求行為等の防止、ストーカー行為等の規制に関する情報等も対象としており、このことから、この判断には合理性がある。